

事 務 連 絡

令和 2 年 2 月 7 日

各都道府県医務主管（部）局

免許事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

医政局歯科保健課

医政局看護課

医政局地域医療計画課

### 復権令の効力と医師等の行政処分の関係について

免許登録業務につきましては、平素より種々御配慮いただきありがとうございます。

即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 9 条の規定に基づく復権令（令和元年政令第 131 号。以下「令」という。）が、令和元年 10 月 22 日付で公布され、同日から施行されたところですが、令の効力と医師、歯科医師及び看護師等に対する行政処分との関係については、下記のとおりとなりますので、この内容について御了知の上、意見の聴取等業務のその円滑な実施につき御配慮願います。

なお、今後、不利益処分に係る意見の聴取等を実施する際には、行政処分対象者に対して、復権の対象者であるか否かを確認するとともに、復権の対象者であることが判明した場合には、恩赦法施行規則（昭和 22 年司法省令第 78 号）第 15 条に基づく証明書を提出するよう併せて御指示願います。

### 記

第 1 罰金刑に処せられた者について、復権の効力が発生した場合は、当該復権の対象となった罰金刑との関係では、免許の相対的欠格事由である「罰金以上の刑に処せられた者」（医師法第 4 条第 3 号等）には、該当しない。

第2 罰金刑に処せられたことを理由として、免許の取消しや業務停止等（医師法第7条第2項等）の行政処分を受けた後に、復権の効力が発生した場合は、既になされた当該行政処分に対して復権の効果は及ばない。

第3 罰金刑に処せられたものの、それを理由とする行政処分を受ける前に復権の効力が発生した場合は、復権の効果により、「罰金以上の刑に処せられた者」（医師法第4条第3号等）に該当することを理由とする免許の取消しや業務停止等（医師法第7条第2項等）の行政処分の対象とならない。

	復権令の影響	
	あり	なし
免許付与（新規登録）	○ (欠格事由に該当しない)	—
過去に受けた行政処分	—	○
今後行う行政処分	○ (行政処分不可)	—